

【キャッシュカード規定 新旧対照表】

新	旧
2. (カードの利用) 普通預金(総合口座およびカードローン取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)、<u>貯蓄預金および当座預金について発行したキャッシュカード</u>(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。<u>ただし、法人カードについては、当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行に限り利用することができます。</u> (1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、<u>貯蓄預金および当座預金</u>(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。<u>ただし、当座預金は当金庫の預金機に限りします。</u> (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。<u>ただし、当座預金は当金庫の支払機に限りします。</u> (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。<u>ただし、当座預金は当金庫の振込機に限りします。</u> (4) 預入提携先の預金機、支払提携先の支払機または振込提携先の振込機を使用して預金口座の残高照会をする場合。<u>ただし、当座預金は当金庫の預金機、支払機および振込機に限りします。</u> (5)～(6)(略) 4. (支払機による預金の払戻し) (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書(<u>当座預金については、払戻請求書または当座小切手</u>)の提出は必要ありません。 (2)～(5)(略) 5. (振込機による振込) (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書(<u>当座預金については、払戻請求書または当座小切手</u>)の提出は必要ありません。 (2)～(3)(略) 6. (自動機利用手数料等) (1)～(2)(略) <u>(削除)</u>	2. (カードの利用) 普通預金(総合口座およびカードローン取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)<u>について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード</u>(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。<u>(追加)</u> (1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金<u>または貯蓄預金(追加)</u>(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。<u>(追加)</u> (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。<u>(追加)</u> (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。<u>(追加)</u> (4) 預入提携先の預金機、支払提携先の支払機または振込提携先の振込機を使用して預金口座の残高照会をする場合。<u>(追加)</u> (5)～(6)(略) 4. (支払機による預金の払戻し) (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書(<u>追加</u>)の提出は必要ありません。 (2)～(5)(略) 5. (振込機による振込) (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書(<u>追加</u>)の提出は必要ありません。 (2)～(3)(略) 6. (自動機利用手数料等) (1)～(2)(略) <u>(3)支払機または振込機を使用して貯蓄預金の払戻しをする場合(第 8 条第 2 項により当金庫本支店の窓口でカードにより</u>

新	旧
(3)自動機利用手数料(削除)は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書(当座預金については、払戻請求書または当座小切手)なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。 (4)振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書(当座預金については、払戻請求書または当座小切手)なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。 7.(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) 当金庫が代理人による預金の預入れ・払戻しを取扱う場合には次により行います。 (1)代理人(本人と生計をともにする親族 1 名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。<u>なお、当座預金については代理人のためのカードを発行しません。</u> (2)～(3)(略) 16.(解約・カード利用停止等) (1)預金口座を解約する場合またはカードの利用をとりやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定<u>もしくは当座勘定規定</u>により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただきます場合があります。 (2)～(3)(略) 18.(規定の適用) この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、<u>当座勘定規定</u>、カードローン規定および振込規定により取扱います。 (2025 年 3 月 17 日現在)	<u>貯蓄預金の払戻しをする場合を含みます。)、当該貯蓄預金の払戻し(通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。)</u>が毎月 1 日から月末日までの1か月間に別にお知らせした当金庫の定める回数を超えるときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、<u>貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。</u> (4)自動機利用手数料<u>または払戻回数超過手数料</u>は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書(追加)なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。 (5)振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書(追加)なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。 7.(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) 当金庫が代理人による預金の預入れ・払戻しを取扱う場合には次により行います。 (1)代理人(本人と生計をともにする親族 1 名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。<u>(追加)</u> (2)～(3)(略) 16.(解約・カード利用停止等) (1)預金口座を解約する場合またはカードの利用をとりやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定(追加)により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただきます場合があります。 (2)～(3)(略) 18.(規定の適用) この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、<u>(追加)</u>カードローン規定および振込規定により取扱います。 (2020 年 4 月 1 日現在)